

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）10月20日付け令500第387号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求（添付書類は省略）

審査請求人は、令和5年10月13日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「【〇〇課】別添のとおり、令和〇年〇月〇日付け県人事委員会への職員通報に対する〇〇課対応に関する全ての文書（メモ含む）付記（今回新たに複数の警察情報を入手したもの）」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、保有個人情報の不存在を理由として本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年10月30日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求めるといものである。

2 審査請求の理由（添付書類は省略）

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見（反論書より）

（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本審査請求では、本件請求に係る保有個人情報の不存在を理由として実施機関が本件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点について検討する。本件請求に係る保有個人情報開示請求書に添付された、令和〇年〇月〇日付け県人

事委員会への職員通報は、当時県職員であった審査請求人（開示請求者）が、自身が職務命令を受けたことに関し、山口県人事委員会に対し、自身の救済に向けて調査を依頼した趣旨と見受けられる。

山口県人事委員会は、地方公務員法第7条第1項により設置を義務付けられた人事機関であり、その処理する事務として、同法第8条第1項は、職員の苦情を処理することなどを規定しているが、同法第32条は、職員は、上司の職務命令に忠実に従わなければならないと規定しており、職務命令を受けた職員は、当該上司が当該職務命令を取消し、又は変更しない限り、当該職務命令に忠実に従わなければならないとされていることから、審査請求人（開示請求者）が、自身が受けた職務命令について、山口県人事委員会に、自身の救済に向けて調査を依頼する趣旨の通報を行ったからといって、実施機関の担当課である〇〇課に、何らかの対応を行う義務が生じるものではないと考えられること、「必ず存在する」などの審査請求人の主張以外に、本件請求に係る保有個人情報の存在を推認できる根拠も特に見当たらないことから、当該通報について、山口県人事委員会から口頭で報告を受けており、関連する文書は存在しない、との実施機関の説明に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 5年11月24日	実施機関から諮問を受けた。
令和 6年11月18日	事案の審議を行った。
令和 7年 3月24日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和7年3月24日現在）